

日本血栓止血学会 Iwanaga-Memorial award in JSTH congress 規約

(名称)

第1条

本賞は、Iwanaga-Memorial award in JSTH congress(以下、本賞)と称する。

(趣旨)

第2条

本会に多大な貢献をされた九州大学名誉教授故岩永貞昭先生は、本会学術集会における討議を特に重視され、一般演題における討議を通じて、会員に大きな影響を与えられた。本会はその業績を顕彰し、学術集会における最優秀一般演題の筆頭発表者に対し本賞を授与する。

(副賞の原資)

第3条

本賞の副賞は会員有志により本会に対し寄贈された資金を充てる。

(受賞候補者)

第4条

受賞候補者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

1. 当該演題発表時に日本血栓止血学会の会員であること(会員歴は問わない)。
2. 本会学術集会において、筆頭として一般演題の口演発表を行った者であること。
3. 本賞の受賞を希望する意志を有する者。

(応募要領)

第5条

本賞への応募は、学術集会抄録提出時に設けるチェック項目等により、応募および受賞の意志を表明した者を対象とする。

(選考方法)

第6条

本賞の選考は以下の方法による。

1. 学術集会長は、提出された抄録のスコアの上位より順に得点の多い5演題を受賞候補とし、プログラム委員会および学術集会企画委員会に報告する。
2. 同得点により候補が5演題を超える場合は、該当する演題をすべて含め、候補とする。
3. 原則として当該学術集会において候補演題の発表を担当する座長が評価を行うが、詳細は本賞選考方法細則に別途定める。
4. 評価の結果、最高点を得た演題の筆頭発表者を受賞者とする。同得点で複数名が該当する場合は学術集会企画委員会が協議のうえ1名を定める。
5. 学術集会企画委員会が選考結果を理事会に報告し、理事会にて受賞者を決定後、理事長から受賞者に通知する。

(表彰内容)

第7条

表彰内容は以下の通りとする。

1. 翌年の学術集会時に理事長より表彰するとともに副賞を授与する。

2. 副賞は金10万円とする。

(制定と改定)

第8条 本規約は理事会において制定し、改定は学術集会企画委員会の審議を経て理事会が承認するものとする。

制定 2024年1月27日

改正 2025年3月15日

改定 2026年6月1日